

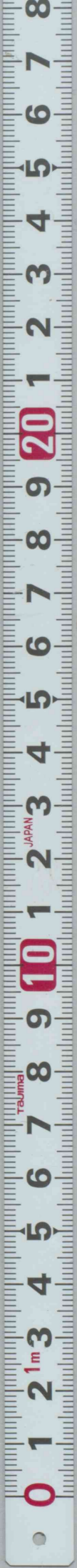
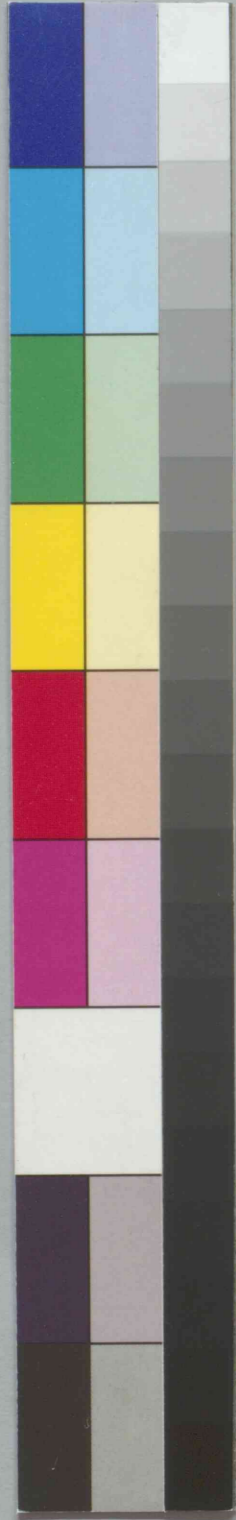
蘭領印度の政治機構略説

日蘭會商と日本糖業

國政研究會

昭和九年

群馬県立図書館
中島文庫



蘭領印度の政治機構略説

昭和九年八月二十日

國政研究会

6380

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008番

一、蘭領東印度統治史

蘭領印度之統治は一五九六年和蘭人蘭領印度に到着し、一六〇二年東印度會社を設立せるに始る。東印度會社は和蘭議會より東印度諸島に於ける通商独占權を特許せられ貿易に従事した。當時同社は和蘭に於ける十七名の重役よりなる重役會之を指揮し東印度に總督を置き會社の事業を總攬したのであるが、葡西、英人と戦ひ之を驅逐し、或は又士候間の抗爭を利用して遂に蘭印の大部分を和蘭の領土となした。

而して一七九五年和蘭は佛國に合併せられ一七九八年東印度會社は本國に於ける政変其他の事情により解散せられ東印度に於ける會社の所領はたゞに和蘭政府の直轄領となつた。その後一八一一年蘭印は英國に征略せられたのであるが一八一四年八月の倫敦條約により蘭領は再び和蘭に返還せられ、今日に至つた。

二、和蘭本國と蘭領印度との関係

蘭領印度の統治権は一八一四年の憲法を以て和蘭皇帝の独裁することとを規定し立法権も亦皇帝の親裁する所であつて、和蘭議會は植民地関係に於ては全く何等の権をも附與せられてゐないのである。従つて蘭領印度は恰も皇帝の私有領地の如き觀を呈してゐた。然るに一八四〇年憲法の改正に當り植民地に関する條項追加され、爾後皇帝は毎年通常議會の開會に際し植民地に於ける歳入歳出状態に関し報告をなすべきこと、及右歳入残額を本國の爲めに使用する場合は法律を以て之を規定すべきことを定めた。次いで一八四八年更に憲法の大改正をなし従来皇帝の親裁に属せる立法権、及財政権は議會の権限に移譲し、又蘭印統治に關する政策大綱及貨幣制度は法律を以て定め、その他重要事項は必要に應じ法律に規定すること、なし、皇帝は従つて植民地に關する一般事情を毎年議會に報告することとなつた。その後蘭領印度統治法が一八五四年議會を通過し一八五五年施行せ

られた。然るに未だ蘭印は本國に從屬してゐたのであるが、一九〇三年歳入剰余政策は廃止せられ一九一三年始めて完全なる財政的獨立に到達した。更に和蘭本國は蘭印に自治権を漸次付與する方針を以て一九一八年に國民參議會を設けこれに或程度の立法権を認めた。然るに右は總督に依つて少からず制限されると共に最終的立法権は本國議會及皇帝に專屬するものである。なほ対外關係、その他特殊事情は未だ本國に屬してゐる。

三、行政組織

（一）中央政府

最高機關として總督あり、總督の諮問機關として蘭領東印度評議會、立法機關として國民參議會がある。また總督の專屬機關として總務部あり、これに行政各部及一般外部と總督との中間連絡機關であつて總務長官は恰も内務總理大臣と書記官長とを兼任するが如き地位にある。

行政機關としては、内務、司法、財政、文教、経済、社会事業、官業の七省の他、陸、海軍の二部を設ける。

(ロ) 地方行政

爪哇及マヅラ

中部に於ける「ソロー」及「デヨリジャレ」の二大王領地は相当廣範圍の自治権を有し、その他大部分は直轄地は西部爪哇、中部爪哇及東部爪哇の三州に分ち知事これを統治し、縣、郡に分れて各州はまた州議會を有する。

外領はこれを十八州に分ち、これは更に各縣郡に分れる。知事、又は理事が之の統治にあたるが爪哇と異り、處は直轄地に於ては、歐人行政と土人行政の二重がないことである。

四、總督

總督は皇帝之を親任し、南領印度に於て皇帝の名に於て皇帝を代表し統治の任に當る。

資格 滿三十歳以上の和蘭臣民

任期 特別の規定ないが普通五年

職務権限

(イ) 立法

蘭印内の士候との間の諸協約の締結

法律又は勅令の範圍内に於て總督府令、一般命令、其他規定の制定

法律案其他法規の提案

國民參議會の提案及決議等の承認又は拒否

(ロ) 行政

行政の首班として行政各部長官の職務権限を定む

一 般官 吏 及 陸 軍 將 校 の 任 免

蘭 領 印 度 陸 海 軍 の 統 帥

官 吏 及 軍 人 の 俸 給 を 定 め

蘭 領 印 度 内 外 の 安 全 を 維 持 す 爲 戦 時 状 態 又 は 戒 嚴 令 の 布 告 外 國 人 の

口 許 可 、 追 放 、 及 公 安 に 害 有 る 蘭 領 印 度 人 へ 對 す る 住 所 指 定

ハ 司 法

高 等 法 院 の 協 議 の 上 蘭 領 印 度 内 に 於 け る 裁 判 に 於 て 判 決 せ る 刑 罰 に 對 す

る 大 赦 、 特 赦 及 復 権 の 付 與

死 刑 は 總 督 が 特 赦 を 与 じ 得 べ き 機 會 を 與 へ た り 後 に 非 ら ざ れ ば 之 を 施 行

す る こ と を 得 ず

而 し て 總 督 と 本 國 植 民 大 臣 と の 関 係 は 、 前 者 は 蘭 印 統 治 上 皇 帝 に 對 し て 責

任 を 負 ひ 植 民 相 は 本 國 に 於 て 蘭 印 を 代 表 し 皇 帝 の 命 に 依 總 督 に 訓 令 を 發 し、

議 會 へ 對 し て 責 任 を 負 ふ こ と に 於 て 兩 者 の 相 違 が 有 る

五 蘭 領 印 度 評 議 會

議 長 (必 母 と 認 め る 場 合 は 總 督 之 が 議 長 たる こ と を 得 、 但 し 此 の 場 合 總 督

は 「 ア ド ヴ ァ イ ス 」 を 与 へ ず に 止 り 兼 決 権 は 有 り)

副 議 長 (皇 帝 親 任)

議 員 六 名 (皇 帝 親 任)

從 未 四 名 に し て 三 十 歳 以 上 の 和 蘭 人 に 限 っ て ぬ た が 一 九 三 〇 年 以 前 土 人

も 亦 議 員 たり 得 る に 至 っ て 二 名 増 加 さ れ た

任 期 は 五 年 に し て 任 期 満 了 後 直 に 再 任 す る こ と は 出 来 ない

権 限

評 議 會 は 總 督 の 諮 問 へ 應 ず る の 権 限 を 有 す る に 止 る

而 し て 左 の 事 項 に 関 し て は 必 ず 之 に 諮 問 す る こ と を 要 す

(一) 一 般 又 は 地 方 行 政 上 関 する 訓 令 及 規 定

(二) 土 族 と の 間 の 諸 協 約 及 政 治 協 定

(ハ) 戦争又は内乱の場合、行政官憲の執り又は執りたる措置対策

(ニ) 重大なる特別措置

(ホ) 法令を以て定むる高官の任命

(ヘ) 國民參議會に審議を命じたる提案及國民參議會に存したる報告

(ト) 國民參議會より總督に提出せる提案

なほ、總督は前領印度評議會の決議を承認し得ざる場合は、皇帝にその決裁を仰ぐ、但し緊急の必要ある場合は、總督は皇帝の決裁を俟たず臨機應変の措置を講ず。

前印評議會は總督に対し建議をなすことを得

總督病氣又は他の事由に依り其任地に居らざる時は、副議長は總督の政務を代行す。

會議、前印評議會は少くとも一週一回（金曜日）會議を開く

六、國民參議會（一九一八年開設）

組織

議長（皇帝親任）

議員 六十名

内土人 三十名

和蘭人 二十五名

和蘭人又は土人に非らざる外國人三名乃至五名

議員は任命議員と被選挙議員に分たる。選挙に依る議員は土人二十名

和蘭人十五名、外國人三名であつて、其他は總督之を任命する。

任期 四年

會期

國民參議會は豫め召集することなく、毎年二回、バタビアに於て開會する。

第一會期 六月十五日—九月十五日

第二會期 一月十日——二月二十日

總督其必要を認むるか又は少くとも三分の一以上の議員より請求ありたるときは臨時議會を召集することを得、又緊急必要ある場合は追加豫算審議の爲臨時議會を召集することを得

権限 諸法律その他法令の提案

總督より提出せられた法律法令案の修正、法律及法令の決定に対しては國民參議會の協賛を必要とす。

一般予算及追加予算の決定並決算は國民參議會の協賛を必要とす。總督より提出せる提案を國民參議會が否決したる場合國民參議會は總督の要求に基き再審議をなす。

右再審議に於て再び之を否決したるときは一般行政命令を以て之が規定をなす。

右行政命令は何時にても正規の法令を以て之が改正、追加をなし又は

廃止をなすことを得

總督より提出したる法律案に対して國民參議會より指定期間内に右賛否に關し何等報告なきときは總督はその権限及責任を以て之が規定を制定することを得。

總督提案法案が國民參議會に於て否決せられたる場合と雖も緊急必要ある場合は總督は其権限及責任に於て同様の規定を定むることを得。但し此場合右規定實施後ニヶ月以内に國民參議會より要求ありときは一般命令を以て更に之が規定を改正することを得す。

議事録 第一卷 第一頁

日蘭會商と日本糖業

昭和九年八月二十日

國政研究會

最近我國の輸出貿易は逐年増加し爲めに各國に於ける輸入防遏手段の深刻化を擡してゐるが、蘭領印度に對する輸出は特に著しきものがある。同國に對しては昭和三年迄は三千九百萬円の入超を見てゐたものが果然昭和四年より九百萬円の出超となり、昭和八年に至つてその出超額は益々増大し一億百七十七萬七千円に達するに至つた。これは主として日本商品が爲替安と生産條件の有良なる結果によるものであるが、斯くの如き事情が存續する時は蘭領印度に於ける産業は全く発達を阻止されるは勿論、和蘭本國唯一の独占市場たるべき蘭領印度が他國の市場として剝奪されるが如きは結局に於て本國の産業の滅亡を来すこととなるので、和蘭政府はその対策非常時輸入制限令を一九三三年十月より實施することとなつたのである。

この輸入制限令は商品別に輸入の總額を決定し、これを過去三年間に亘る輸入実績に依つて各國に割當てる制度であり、ビール、その他綿製品、

セメント等には就いて特に制限規定を設けて實施されてゐるのであるが、これを以てしては多少の輸入減を計ることには出未るが、これは單に消極的産業保護政策であつて、蘭領印度の産業を殷盛ならしめると積極的に輸出の増加を計らねばならぬ。然るに蘭領印度は和蘭政府統制の下に固く金本位制を持續せる結果、國內生産費は對外的に高價に當り、世界的に金本位制が實質的に消滅し、ペパー、マネーに依る爲替安の優先的地位を利用して各國の輸出増加を計りつゝ、ある折柄、蘭領印度のみは全く反對の現象を出現するに至つてゐるのである。従つて蘭領印度としては日本より多量の綿製品を年々輸入しこれに対して輸入制限を加へたる結果我國綿業者は著しく打撃を蒙るに至つてゐる窮境を利用するものが果然、日蘭會商の提唱をなした。その目的は勿論日本側の輸入を増加せしめ、これに依つて一億円内外の片貿易の調整を計らうと言ふのである。

會商は六月七日より開催され目下大局論が議題に付されて蘭印の要求する片貿易の調節問題に迄入つてゐない。が何れ近く俱體的討議に入ることは間違いないことである。その際日本が五千萬円の輸入を一億円迄増加し日蘭兩國輸出入の帖瓦を合付せることは全然不可能であり、又蘭印本國これを望んでもおかない様である。結局二、三千万円程の増加を計れば足るとしてゐる。

然らば三千万円の輸入を増加するにても果して如何なる蘭印特産物を輸入するか、石油、砂糖、錫、キナ皮、採油用種子等々種々あるが、單に輸入の増加を計るだけでは何の意味もない。片貿易の調節が蘭印の産業の保護にある限り蘭領印度に最も裨益する産業の輸入品を増加することを蘭印は要望する。我國の側から言へば、石油の輸入を計れば二千万円程の輸入は容易に増加することが出来る。然るに蘭印に於ける石油業は所謂ローヤルダツチの独占企業に在り、これが輸入を計つても直接蘭印の利益を齎さない。またローヤルダツチと米國石油會社たるスタンダードとの間には世界的市場

協定が成立してゐるから我國が蘭印の石油を特許増加し米油を減少するこ
とは不可能である。その他錫、キナ皮等の輸入を多少増加するにしても、
我國に於ける生産額が限定されてあり、これを以て三、三千万円の輸入増加
を計ることは困難であり蘭印側も大して要望しない。

従つて結局日蘭間の片貿易を調節するものは何であるかと言へば砂糖と
言ふことになる。砂糖の輸入増加は直接蘭印の利益を齎すからである。何
故なら蘭領印度の砂糖は対外的生産費高、又は後述するが如き事情に依つ
て最近著しく輸出減退し、政府は滞貨糖の處分に心痛してゐる。寧ろ斯く
の如き事情を知らざれば、日蘭會商の提唱は蘭領印度滞貨糖の放散の爲め
に特に見出された血路であると言ふて差支へない。處で蘭領印度の要求の
まゝジャワ糖の輸入を計ることは我國の糖業の實情からして果して可能で
あるかどうか、また何故蘭印は特にジャワ糖の輸出増加を計りんとする事
情にあるか、世界、ジャワ、日本、の糖業を夫々述べてジャワ糖輸入の可

否を決しやう。

二

十八世紀の末葉独逸に於て甜菜糖の栽培が奨励されて以來、歐洲各國に
於てこれに倣ひ、爲めに甘蔗糖の生産額は、急激に減少し、種々弊害をさ
へ招来するに至つたので、歐洲各國は一九〇二年ブラツセルに世界砂糖會
議を開催して甜菜糖の奨励を撤廃した。従つてその翌年より再び甘蔗糖の
生産は増加し一九〇二年六百萬噸(英)位のもりが一九二二年に一千八百
萬噸に増加し、大戦中一時減退した甜菜糖も最近に至つて漸次回復し最近
に至つては總生産額二千八百万噸内外に達するに至つた。

消費に於て、これを數字的に示すことは正確を得ないものであるが、一九
二二年一千九百三十六萬噸であつたものが、逐年増加し、二千六百萬噸に達
したものであるが、最初は自給自足、否むしろ生産不足であつたものが、最

此に至つては生産過剰の悲境に到達するに至つたのである。仰ち八月末の
 持越糖は年々増加し最近に至つては約一千萬噸に達するに至つたのである。
 これは各國の食料品の需給自足策に依つて外糖の輸入を防遏する爲め英米
 兩國を始め東洋諸國に於ても関税の引上げが行はれたので従来より輸出
 國たる爪哇、攻馬等は大打撃を蒙ることになつた。

そこで是等の生産過剰を制禦する爲めに一九三一年チヤドボーン口の提
 唱に従ひ砂糖の世界協定が成立するに至つたのである。右協定は最初は攻
 馬、爪哇、独逸、波蘭、チエツコ、スロバキヤ、匈牙利、白耳義の七ヶ國で
 あつたが、その後、秘露、エーゴスラビヤの二國が加り合計九ヶ國となつ
 た。而してこの協定は翌年より効果を生じ大体世界の糖界に均衡を見るに
 至つた。

世界需給表 (粗糖計算、單位千英噸)

年	産糖高	消費高	八月末持越高
一九二二—二三	一八、七四二	一九、三六一	四、四六二
一九二三—二四	二〇、六六二	二〇、八五五	五、二六九
一九二四—二五	二四、五六六	二二、六八〇	七、一五五
一九二五—二六	二四、九五八	二四、三一一	七、八〇〇
一九二六—二七	二四、五六七	二四、七二五	七、六四二
一九二七—二八	二六、六一六	二六、〇九八	八、一六〇
一九二八—二九	二八、〇五七	二六、九六七	九、二五〇
一九二九—三〇	二七、六九〇	二六、三七四	一〇、五六六
一九三〇—三一	二八、七六八	二七、二二六	一一、一〇八
一九三一—三二	二六、四〇六	二六、七一五	一一、〇五三

一九三二—三三 二六、四〇六 二六、七一五 一一、〇五三

世界の糖業現状は大要前述の如くであるが、就中その輸出国として最も有力なるものは攻馬と爪哇である。攻馬は最も盛なる當時は五百萬噸を輸出し、爪哇は三萬噸は当底その及ぶところではないが、我國に対して地理的な關係から攻馬糖より遙かに關係が多く、既に我國の糖業が輸出にまで發展して来た今日に於ても年々十萬噸以上のものを輸入してある現状である。

爪哇の砂糖は紀元前英領印度ベンゴール地方から傳つたものだと言はれてゐるが、和蘭人の手に依つて近代の製造が行はれるに至つたのは一六七世紀の頃である。而してその彼大規模經營と適切なる氣候とに恵まれて遂年増加し現に砂糖製造工場は約八十を算し内八割は従来「爪哇生産トラスト」を組織し、これを通じて砂糖の販賣を行つてゐた。而してなかりこのトラストは一九三二年未解消し新に爪哇に於ける製糖業者、政府委員及銀

行業者を加へた蘭領印度砂糖販賣組合 (Nederlandsch Indische Verzeemiging van den afzet van Suiker : NIVAS) が組織され、これに依つて爪哇に生産される砂糖の金融、生産、輸出、國內消費、在荷等の總べてに涉つて一切の権限を有してゐる。

和蘭資本と自然の條件に依つて爪哇糖の生産及び輸出は一九三〇年頃迄は増加して来たのであるが、その間攻馬糖が歐洲に進出して爪哇糖の市場を侵奪するに至り、また歐洲大陸に於ける甜菜糖の飛達は爪哇糖市場の狭隘化に益々拍車を掛けると至つた。従つて爪哇糖は余儀なく東洋市場の開拓に乘出し、これが確保に努めねばならなかつたのであるが、一九三〇年頃に至つては爪哇糖の大市場たるこの東洋の日本印度に於ける糖業が漸次飛達し、加ふるに印度及支那は砂糖に対して高率なる輸入税を賦課するに至り更に世界恐慌に依つて年に四割の消費の自然増加は却つて減退し来た。これにも拘らず世界各國大資本に依り必然的に砂糖の増産を競つた結

果、世界砂糖業全般、特に爪哇糖は全く蹶跌を来し、一九二九年は七一萬二千噸内外の年未滞貨は益々増加して一九三〇年には百六十三萬噸、三一年には二百五十萬噸を算するに至り、これが前後措置として何かの対策を必要とするに至った。そこで前述の如く一九三一年未トチャードボン協定を結び世界糖業全般、特に爪哇糖の生産を制限し、増産計画の休戦を企圖したのである。而してこの一九三一年を中心とする爪哇糖の現状を見れば

植付年度	植付面積 (ヘクタール)	收穫年度	生産 (米噸)	輸出 (米噸)	国内消費 (米噸)	年未滞貨 (米噸)
一九二九—三〇	一九八六七	一九三〇—三一	二九六九三六九	三〇一、六五四	四二七六三九	七一三六五
一九三〇—三一	二〇〇、五六七	一九三一—三二	三八二、六四二	一五四、一八四	三八三、三二六	一六三、一六二
一九三一—三二	一七、一六三〇	一九三二—三三	二、六、〇七、八二	一、三三、一五九	二七六、九六七	二、五三、二六八三
一九三二—三三	八四、〇二二	一九三三—三四	一、三九、六三、六三	一、七四、〇〇〇	四二〇、〇〇〇	二、三三、五、〇〇〇
一九三三—三四	二四、九七八	一九三四—三五	五五、〇、〇〇〇	一、〇〇、〇、〇〇〇	四〇〇、〇、〇〇〇	一、三八五、〇〇〇
一九三四—三五	二五、〇〇〇	一九三五—三六	四〇〇、〇、〇〇〇	一、〇〇、〇、〇〇〇	三八〇、〇、〇〇〇	一、〇五、〇、〇〇〇

右表に依れば一九三一年拾七萬一千六百三十一ヘクタールの植付面積は一九三二年には其半たる八萬四千ヘクタール内外に更に三三年にはその半たる三萬四千ヘクタールに減少してゐる。これに従つて生産も一九三一年を境として累年五〇%の減少であるが生産と輸出との間には大きな懸隔があり、蘭印島内消費三十萬噸としてもこの差額がストックとなつて来たのである。一九三四年より五年に至る年未滞貨は十萬五千噸となつて三一年に比すれば二〇分の一に減退することになつてゐるが、この滞貨の処分は仲々簡単に行かず、日本に対して砂糖輸入を強制することも此処に存するのである。

即ちムー卜誌の報ずるところに依れば一九三五年度收穫に対する爪哇糖所要植付面積は政府と民間代表者との間に最後の決定を見たのであるが一九三六年未残糖は左の如く八十五萬噸と推算されてゐる (單位噸)

一九三四年三月末在荷 二、四〇〇、〇〇〇

一九三四年度産糖 六〇〇、〇〇〇
 一九三五年年度産糖 四五〇、〇〇〇

合計 三、四五〇、〇〇〇

一九三六年未に至る輸出入及島内消費ニ、六〇〇、〇〇〇
 差引残糖 八五〇、〇〇〇

こゝで爪哇糖の國輸出額を見ればスエズ以西は總額に於て一九二八―九年は百四十二萬三千噸内外のものが三〇年に至つて約五割に減じ三三―三四年に至つては僅かその十分の一たる十三萬噸を維持してゐるに過ぎないのである。印度に於ては一九三一年頃迄は年々百萬噸を維持せらるにも拘りず三三―三四年には半減し三三―三四年の間にはこれまた激減してその半たる二四萬六千噸を輸出するに過ぎない。支那に於ても同様一九二九―三一年を轉期とし、日本に於ては一九二七年頃を境として果然激減してゐる有様である。

ジャヴァ砂糖國別輸出高 (單位：數量―噸、金額―千盾)

	一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
英領印度	一、〇九三、六四	一、三二八、五二	六、二〇、四三	五、九二五、五	四、八五九、九	三、八三三、六	二、五七六、五	三、〇三九、三
香港	三、六九三	五、九八五	三、五七四、〇	三、八七九	二、四六、三	一、六三二、八	一、九六四、〇	一、〇〇〇、二
日本	二、七五三、四三	三、七〇二	一、六〇、四九	三、三九、〇	四、四七九	三、七二六	一、八八三、三	八、六九七
支那	二、九六九、五	九、三三六	一、六八八、八	一、二四八、六	一、〇三三、三	六、八四三	一、三三七、七	五、五九
海峽植民地	一、五七〇、五	一、三〇、七	一、〇三三、八	八、四七五	一、〇三七、九	六、七八	五、三三、八	四、三六一
埃及、スエズ、ポートサイド	七、八〇	九八二	—	—	七、七七二	四、四九三	五、六六四	三、〇三五
新西蘭	二、三八三	三、三三三	七、〇三三	三、一七	五、六五一	三、四八二	六、四三七	三、八九一
英吉利	—	—	三、〇四二	三、二七	二、九六四、〇	一、六三九、三	四、七七七	三、三三四
暹羅	四、五三九	五、四三	三、六九〇	三、〇二	三、三〇六	二、二五〇	三、四九七	一、九六一
佛蘭西	五、五六	五、七三	二、〇三六	八、四三	三、五八四	一、三三八	二、六九	一、五二

備考 三菱経済研究所調査による

従つて工場数も年々減少、最近に至つては實に八割以上の縮小を見せ、現存の大部の工場は休業を余儀なく存され、欠損するものが多い。

年 度	工場数	産 糖 額 (噸)
一九三二—三三	一六五	二、六一〇、七八二
一九三三—三四	九九	一、四〇一、三二七
一九三四—三五	四二	五五〇、〇〇〇
	四	四八〇、〇〇〇

而して右の如く輸出の減退を来させる原因は多々あるがその主なるものは印度に於ける糖業の発達である。印度に於ては従来年々三百萬噸の産糖があつたのであるが、それは主として粗製品であつて土民に消費されるだけであつたので精白糖を毎年八九十萬噸を輸入し、それを大部分爪哇糖に仰いでみた。而も爪哇の耕地白糖は骨炭濾過の精糖を嫌ふ印度人の宗教的心理を担ひ爪哇糖の発展を助けた。ところが印度は一九三一年砂糖輸入税

を引上げ白双七留、四母とし更に同年七月よりこれに五ノの付課税を課し、合計九留一安の輸入税を課し、一九三八年迄繼續して國內糖業を保護助成することゝなつた爲めに印度の糖業は近代的設備を有する新工場を増設を見、急激に躍進するに至つた。

年 度	新式作業工場数	白双生産高	輸入餘力推定 (單位噸)
一九三〇—三一	四〇	一五一、六五〇	五五五、〇〇〇
一九三一—三二	四二	二二八、一二〇	五〇〇、〇〇〇
一九三二—三三	七五	三五一、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
一九三三—三四	一一二	五八六、〇〇〇	五〇、〇〇〇
一九三四—三五	?	六四六、〇〇〇	六〇、〇〇〇

なほこの他甜菜糖は一九三〇年頃迄は歐洲大陸に於て發展し世界の糖界に大打撃を與へたのであるがその後アムステルダム協定に依つて生産が緩和され最近に至つては餘程減少した。然るに甘蔗糖生産の不能なる露西亞

に於ては年百萬噸の甜菜糖が生産されてゐるから、全然これが爪哇糖輸入減の原因に存りないとも言へない。参考迄に一九二六年末の甜菜糖生産額を示せば左の如くである。

年	度	生産額(單位噸)
一九二六	—	二七
一九二七	—	八〇三三、八七四
一九二八	—	八、四九八、九六〇
一九二九	—	八、三〇三、五五八
一九三〇	—	一〇、三〇三、八八三
一九三一	—	七、四九四、四五二
一九三二	—	六、五三九、〇〇〇
一九三三	—	三、九二二、〇〇〇

四

我國の爪哇糖輸入は明治初年に於ては極少のモノであつたが、段々増加して大正元年には二百萬擔となり、同十三年に至つては五百萬擔に達してゐる。然るにその後、台湾の糖業発達し、内地の需要が最近では千四、五百擔に増加したにも拘らず、四、五年前よりは自給自足を扱すに至つたのみか年々二、三百万擔を支那及関東洲に輸出する現状にある。

日本に砂糖が知られたのは遠く奈良朝時代、孝謙天皇の天平勝寶年間に、唐の揚州の僧鑑真が黒糖を招来したに始る。當時はたゞ藥用として使用せられたに過ぎず、これが発展したのは海外貿易が盛大になつてからのことである。卸す初めて砂糖を傳へたのは奄美大島の漁民が慶長年間、支那海岸に漂着しこれを習得し、甘蔗を携へて歸國したのを嚆矢とする。次いで元和元年、琉球人が支那閩州に渡つて製糖技術を習得し、亦く琉球諸島に傳播せしめた。種苗の内地に輸入されたのは徳川家光の時代と言はれ、吉

宗は砂糖の自給自足策を樹て栽培に意を用いた。その後徳川幕府の奨励と、民間志士の着眼により、本邦の甘蔗業は氣候の適せる各藩に於て成功し明治初年の内地産糖は沖繩を含めて七八十萬擔にも達して有史以来の繁栄を示した。然るに程なく外國貿易の発展は良質安價なる瓜哇糖、台湾糖の輸入を採し内地の糖業は次第に衰微した。

台湾の糖業は十六世紀中、支那民族の移住せるに端を発する。西暦千六百二十四年和蘭人が本島に來航した時砂糖は台湾の重要輸出品となつてゐたと言はれる。その後和蘭の占領するに至り製糖業を奨励したつて千五六百年代には蔗園増加して稻田の三分の一を占め、當時日本に輸出したものでだけでも、年々七、八十萬擔に達したと言ふ。其後世界糖界の受遷に伴ひ、漸減し我國の領有當時には僅かに七十萬擔を香港、支那、日本に輸出するに過ぎなかつた。而しながらその製産方法は極めて幼稚であつたため、今日の台湾糖業の基を存したのが領台後のことである。而してその飛達の第

一の理由の我國政府の保護政策に依つて植付面積が著増し、甘蔗品種の改善、植付時期の喪化等、農事上の改善行はれ、それと共に製糖設備の増大技術の向上等によるものである。ことに最近の台湾糖植付面積を見れば、

年 度	新式工場 植付面積(甲)	蔗作面積 總計(甲)
明治四十二年	三二、九三三	六三、四一一
四十三	六一、五九三	八九、四四五

昭和元年	一	八六、九五五	一〇一、五三一
二	九三、二六二	一〇八、三一八	
三	一〇八、五一四	一二〇、〇四六	
四	一〇〇、〇五五	一〇九、三九七	
五	八九、三八九	九九、〇九四	
六	九七、七六九	一〇六、六九七	

の如くであつて漸次新式工場の植付面積が増加し最近では殆んど總面積の大部分を占むるに至つた。

而しなからこの積極的増産計画の結果は世界糖業の趨勢と共に昭和七年度に於ては五百萬擔の過剰を昭和八年度に於ては八百萬擔と言ふ莫大なる過剰するに至つたので、糖業聯合會では八九年度に於て思ひ切つた減産を行ふに至つたのであるが、この減産協定が解消すれば、植付面積も増大し再び過剰糖の憂目を見るに至るのである。今試に最近我國の需給状況を見れば

年度	生産高(擔)	消費高(擔)
大正十四年	九、六一八、〇七二	一、二、四七三、五二八
十五年	一〇、一一七、八一五	一、三、五四一、六五〇
昭和二年	八、六七六、四九二	一、三、〇一五、一六三
三年	一、七九四、五九四	一、四、一九〇、二二四

四	一五、二九四、〇一〇	一、四、八一三、六二〇
五	一五、五一四、七七一	一、四、三一四、六五五
六	一五、五八三、三二九	一、四、三六〇、一八二
七	一九、二六八、八三七	一、五、三六三、三一八
八	一三、四一五、八四四	一、五、〇四四、四二〇(予想)
九	一三、三三〇、〇〇〇(予想)	一、五、〇〇〇、〇〇〇(予想)
十	一八、〇〇〇、〇〇〇(予想)	一、五、〇〇〇、〇〇〇(予想)

であつてこれに従へば九一十年度に於ては五〇%の過剰を示すこととなる。過去数年間の瓜哇糖輸入を見れば

一九二九年	二、一三、九八五
一九三〇年	二、二三、三〇三
一九三一年	一、四七、七八三
一九三二年	六、八六、〇〇〇

一九三三年 一三、四、九、四〇

三三年及三四年は台湾糖の減産が行はれた爲めに、一三萬噸内外の輸入が行はれることになるのであるが一九三五年以降に於ては左の如き計算に従つて全く輸入の必要はないのである。

一九三四年四月一日在荷

六、四、〇、〇〇 糖

一九三四年台湾新式産糖

一、〇、五、〇、〇〇

一九三四年南洋新式産糖

六、七、〇、〇〇

合計

一、七、七、〇、〇〇

末期台湾産糖豫想

一、五、〇、〇、〇〇

末期南洋産糖豫想

八、五、〇、〇〇

合計

一、五、八、五、〇〇

二ヶ年供給合計

二、七、六、二、四、〇〇

内地消費量

一ヶ月平均推定

一、一、〇、〇、〇〇

昭和九年一月十二月迄

二、三、一、〇、〇、〇〇

十年十二月末過剩豫想

四、五、二、二、〇〇

であつて充分日本糖業のみに於ても輸出能力を有することになつてゐる。而して過去に於ける輸出額を見るに

昭和元年

三、四、四、五、八五三 糖

二年

三、一、八、六、七三三

三年

四、四、五、〇、九〇九

四年

三、七、六、九、五七六

五年

四、一、〇、一、四一一

六年

三、二、三、六、〇一三

七年

三、五、九、八、二〇七

八年

三、七、一、六、五五〇

であつて内地精糖輸出高を國別に見れば

國別	八 年	七 年	六 年
中華民國	九〇、五二五	四六六、八七七	一、九八四、五八九
關東州	一、〇一五、九四一	七九九、八四〇	三七〇、八一〇
滿州	九六七、〇三	五四七、九〇	—
露西亞	八、一三一	一、五五五	五六七、〇四
香港	—	一〇、五三五	二〇、八九九六
英領印度	七六八、三六	三七、三九五	三八三
其他	—	四、五一八	七二九

支那及關東州に対する輸出は多少増加してゐるのであるが、支那は上海事
 變以來、その高率関税を以て特に日本品を壓迫し、關東州に対して地理的
 條件の適して朝鮮糖が輸出され、また最近滿州國に於ても製糖事業の計画
 があるため果して今後発展を持續することは困難であると豫想されてゐる。

然るに政府は日蘭會商に際して爪哇糖の輸入増量を計り年に二十五萬噸
 を輸入してこれを以て支那、關東州の輸出に當てやうとして民間糖業者に
 これを懇懇してゐる。民間側は我國糖界の實情からしてこれを不可能であ
 るとしてゐるが、商工、外務両省の原案では大体二十五萬噸内外を輸入し、
 その一部を輸出に當て一部は國內消費に當て、台湾糖の質の悪いものをア
 ルコールに製造の原料とし代用燃料として生産してゐる。而しながら一方
 台湾に於ける米の作付段別の減少は甘蔗の代作以外にないので、拓務省の
 研究によれば爪哇糖の輸入は困難だと言はれてゐる。

而し若し爪哇糖を輸入し一部を支那へ輸出するにはしてもこれは結局に
 於て爪哇糖の輸出市場を侵奪することになるので、輸出を條件とする爪哇
 糖の輸入は蘭印側の喜ばべきことでもない、また假令これが許されたとし
 て生産費の莫に於て日本糖は未だ爪哇糖に比し遙かに高い。それに爪哇糖
 はダンピングを行つてゐる關係上、假令我國に爲替安の得点があるにして

も果して爪哇糖の輸出を角逐し得るや否や疑問である。今兩者の生産費の相違を年別に見れば左の如くである。

年 度	爪哇糖生産費 和百円當り	台湾糖生産費 和百円當り	差 額
大正八年—九年	一、二〇七	二、〇七七	八七〇
九年—一〇年	八、四四	一、七〇〇	六、七四〇
一〇年—一一年	七、七六	一、二九九	六、四六一
一一年—一二年	六、七七	一、一五四	五、六二〇
一二年—一三年	七、八一	一、〇五二	六、七五八
一三年—一四年	七、二二	一、〇三九	六、一八三
一四年—一五年	五、四〇	一、〇七一	四、三二三
昭和一年—二年	六、二〇	一、一〇五	五、〇九五
二年—三年	四、二〇	九、八七	五、六五七
三年—四年	三、九二	九、二六	五、三四四

こゝに於て政府は関税を引下げても爪哇糖の輸入を計ると言ふも、目下糖業は最も強固なるカルテルを組織してゐるので、各社の協定に依つて輸入は仲々至難である。

即ち糖業者は明治四十三年十月、台湾糖業聯合會を組織し今日迄毎年國內各社の産糖合計を予定し、之を一定の比率に依つて各社に割當てその不足数量は前年度繰越額を以て補充し、又超過したるものは次年度に繰越し、若しくは輸出することゝなつてゐる。これが所謂産糖協定である。

糖業聯合會は精糖、粗糖双方の事業者を包含してゐるのであるが、別に精糖のみに就いては昭和三年末糖業聯合會加盟者中、精糖製造を爲す六社即ち台湾、明治、大日本、塩水港、新高及北海道の六社の協定に依り、砂糖供給組合と稱する統制團體が組織せられ、糖價激落の際生じた乱賣を防止し統制を確立した。その後昭和四年、中央製糖も創立と同時に本組合に加盟し、加盟せざるものは昭和五年設立の東京精糖一社あるだけである。

これを生産能力から言へば加盟者は約九十七%を占めてゐる。

(單位 円)

糖業社名	資本金	掛込資本金
台湾製糖株式会社	六三〇〇〇、〇〇〇	四三〇八〇、〇〇〇
明治製糖株式会社	四八〇〇〇、〇〇〇	三四、八〇〇、〇〇〇
大日本製糖株式会社	五一、四一六、六〇〇	四〇、一四一、六〇〇
塩水港製糖株式会社	二九、二五〇、〇〇〇	一七、四三七、五〇〇
新高製糖株式会社	二八〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇
北海道製糖株式会社	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
中央製糖株式会社	四七〇〇〇、〇〇〇	三七〇〇〇、〇〇〇
東京製糖株式会社	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇

砂糖供給組合の協定事項の概要を記すと左の通りである。

一、原料に關する協定

本邦に供給する精製糖、耕地白糖の原料に外國糖を使用せざることに

し、糖業聯合會加盟會社の所産原糖を一定の比率にマ曝出賣買して、組合員たる各社の精糖原料に充つることとしてゐる。

二、生産制限に關する協定

精製糖、耕地白糖の毎年の製造高總数を定め、之を一定の比率に依つ

て各社に割當てることとした。

三、分割製造販賣に關する協定

月々の需要高を豫測し、其需要高に依りて每一ヶ月又は毎數ヶ月の製造高及販賣高を定め、之を所定の比率に依り各社に割當てる。

四、品質統一に關する協定

糖精の品質を統一して一定の等級に分ち各等級間の値開きを定め、耕

地白糖の各社製品間の格差を定め、

五、製品の包装、分量に關する協定

六、販賣條件に關する協定

製品販賣に付現金製、限月制に依ることとし、又受渡場前を限定して、
それよりの運賃を買人負担とし特定運賃表により一定する。

而して昭和七年十一月には精糖製造業は重要産業に指定せられ重要産
業統制法に依つて政府の監督を受けらる。

五

之を要するに日蘭會商の解決策として爪哇糖の輸入増加を以てするなら
ばこれは明らかに失敗である。日印會商に際して日本に全然生産し得ない印
綿を輸入することに依つて印度の必需品たる綿布を輸出し、その間にパー
ター制を設けたのであつた。貿易の原則から言つて假令成功でないに
しても失敗ではなかつた。それに依つて少くも日本の綿業は市場を維持する
ことが出来た。而しながら爪哇糖の場合に於ては全く逆である。日本に於
ては既に砂糖は自給自足の域に達し、昭和九十年に於ては、大量を輸出し

なければならぬ過剰生産の域に達してゐる。それにも拘らず爪哇糖を輸入
しなければならぬ事は日本の國民経済の大局から見て断じて適切では無い
と言へる、従つて日蘭會商の解決策としては砂糖は第二義的なるものである。
要するに三千万円程度の輸入を増加すればよいのであるからして、我國に
資源なき、錫或は石油等を輸入してこれに當てるべきである。假令砂糖を
輸入するにしても我國の糖業を困惑せしめては輸入する必要なく、輸出
糖として不足な欠けを輸入すれば足りる。従つて糖界の現状よりすれば僅
かに十萬噸程度のものであつて、四百萬担以上の爪哇糖在荷を全部処理す
る程の量を輸入する必要はない。今糖業聯合會が政府に提出した聲明書ッ
全文を掲げて参考とする。

一、我日本と爪哇の貿易關係如何を見るに僅々数年前迄我邦は年々才々輸入
超過を繼續し来りしが、昭和四年以後漸やく輸出超過に轉ずるに至り、

其輸出超過の金額も亦左記の如し。

昭和四年度	七七八〇、〇〇〇餘円
昭和五年度	六〇八〇、〇〇〇餘円
昭和六年度	一七、三七〇、〇〇〇円

昭和七年に入り、茲に始めて我邦輸出の總金額一億円に達し、それと同時に爪哇よりの輸入四千萬円に減退の結果、約六千萬円の輸出超過となり引續き昭和八年度も亦左記の如くなれり。

輸出	一五七、四〇〇、〇〇〇円餘
輸入	五五、七〇〇、〇〇〇円餘
差引輸出超過	一〇一、七〇〇、〇〇〇円餘

茲に於てか和蘭本國は斯る急激な展の状勢に刺戟せられ、数年前の輸出超過時代を考慮するに暇あらず、最近二三年の現状に膠着して俄然ベアター、システムを主張し、持て我邦に對して二十五萬噸の砂糖購入を強調

するが如くに傳承せりる、我邦糖業の現状に鑑みて、我等糖業者の頗る遺憾とする所なり。

二、元來我邦は東洋に於ける爪哇糖掘指の顧客にして年額五百萬担乃至七百萬担の爪哇糖を購入し來り、現に昭和元年の如きは、台灣、朝鮮を除き内地のみにも

砂糖	六、二六〇、〇〇〇餘担
金額	七〇、〇〇〇、〇〇〇円

を輸入せるの狀態なりしを以て、我官民は協力一致國産糖の増産に努めし結果對支貿易激減の影響も之れに加はり、昭和七年度に於ける爪哇よりの輸入は内地朝鮮を併せ、六十八萬担に減せしむ、昨昭和八年度は台湾糖の減産に加ふるに對支拂日緩和の結果、内地朝鮮包含、再び二百四十八萬担余の爪哇糖輸入を見たる實狀は、單に砂糖より見たる日本爪哇間に於ける曆年輸入の概況なり。

三、斯くの如く我邦は由來爪哇糖の大顧客にして爪哇は我糖業の先進國たる關係上、我等糖業者の微力を致して、先進同業者の窮境打開に貢献し併せて爪哇に於ける我同胞商権の擁護に資するを得ば、進んで全力を傾倒すべしと云ふ可く、爪哇糖購入問題の世評に上りし以來、我等同業者は連日慎重の研究協議を重ねたるも、左記の結論以外に出ずる能はざるは、我國糖業現貨の状勢を如何ともする能はざるに據るなり。

四、最近我外務省到着の報告に徴するも上海に於ける砂糖市況は支那の肉稅引上げと支那内地産糖獎勵の結果として、本年の砂糖輸入數量は昨年に比し三割減、一昨年に比して六割五分の激減を示し居れりとあるが如く、昨年に於ける我國內地對支砂糖の輸出額を見るも僅々九十萬担にして、此以外滿洲と肉東州を併置するも年額百四十萬担に過ぎず、加ふるに明年度の我増産の結果昭和十年度末に於て國內需要を充足し、猶残存する過剩堆積糖は實に左記の如き巨額に達する豫想なり。

昭和十年末残存旧糖 四七三九〇五二担

昭和十年末在荷新糖約 二〇〇〇〇〇〇〇担

計 六七三九〇五二担

五、我糖業の實狀前記の如くなるを以て我國の爪哇糖所要量は本年度を通じて約十萬噸、此内既に六月頃迄の手當済の數量を控除し、今後本年十二月迄の所要量は約五、六萬噸の見込に過ぎず、明年以後に於ける外國糖の輸入は天候、市場等四圍の環境の異常の變化なき限り、殆んど之れを要せざるなり。

六、我邦甘蔗製糖事業は概して其性質上、甘蔗栽培の初めより砂糖製造に至る迄、約二年半を要し、今年販賣の砂糖は、今年の栽培甘蔗は明年末乃至明年後年压榨製糖して是れを其年に販賣するが如き性質のものなれば前記昭和十年度末の予想滞貨の如きは、今年現に蔗園に蕃殖し居る未成品の砂糖にして天候不測の異変なき限り、人力を以て是れが増減を許さ

ざるの状態に在るのみならず、是等の蔗園に依食し、我糖業の盛衰に依
存して死活問題と存せる蔗農は、台湾、沖縄、北海道を併算して、實に
二十萬戸に上り南洋移民の數一萬六千有余名なれば、我産糖の増減と之
が蔗作の伸縮は實に容易ならざる大問題なり

七、今に至る數年前世界の糖界の危機に達するや、我國糖業も亦此危機に直面し數百萬担の過剩堆積糖を抱擁し

と、苦境に瀕せしか、幸にも我當局買明の後援指導其宜しきを得たる
と、我等糖業者の極力犠牲を忍んで或は間接の生産制限を爲し、或は輸
出を強行し是が爲めに昨年より本年にかけ、漸く此危機を脱し得たるも
明年更らに巨額の過剩堆積糖を目睫の間に見えたるに至り、如何にして此
再度の難関を打脱し得んかと焦慮対策に腐心せるの際突如として爪哇糖
購入の問題に接す、真に不幸不可の時期と謂ふ可きなり。

八、先進の糖業國として、世界廣汎の大市場を有する爪哇にして、其荷捌き
に困難を感ずる滞貨糖を、巨額の推積糖を予想せらる。我國に轉嫁せし

めんとするが如きは、殆んど不可能事と謂ふ可く、強いてこれを爲さん
とすれば、外糖を救済せんが爲めに、我國産糖を死蔵堆積して、我糖界
の発展を萎靡せしめ、極力培養の糖業の根柢を攪亂し、
全國二十萬
戸の蔗農の生存を脅威し、世界の趨勢に順應せざる糖業政策九仞の功を一
簣に欠くもくにして、是れ独り我糖業者の利害休戚に繫るのみならず、
國家百年の長計の爲めに真に千秋の恨事たるべく我等糖業者は如何に我
同胞商權の擁護に協力し、如何に先進同業者の窮狀打脱に寄與せんとす
るも、到底爲し能はざるは遺憾に堪へざる所なり。

物類彙編

Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and bleed-through.



群馬県立図書館



0706380-3